


令和2年3月11日

警察庁交通局交通規制課
課長補佐 松田 照功 殿

国土交通省道路局企画課
課長補佐 藤浪 武志 

一般道路におけるＩＴＶの設置について

国土交通省では、道路構造の保全、道路構造に起因する交通の危険防止、災害等の緊急時における道路状況の迅速かつ的確な把握と対応、災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両の通行の確保（第76条の6に規定する災害時における車両の移動等も含む）等を目的として、従来より、道路の状態を常に詳細かつ適切に把握し速やかに適切な措置をとるための巡回・調査の実施徹底を図るほか、危険箇所の総点検やこれに基づく防災施設の整備、震災対策の推進を図るなど、道路管理の強化に取り組んできたところであるが、昨今の道路管理に対する社会的ニーズの高まり等に適切に対応するため、ＩＴＶを活用するなど道路管理の効率化を図る必要がある。

このため、国土交通省では、一般道路におけるＩＴＶの設置について、当面、主として、下記に示す箇所において、緊急的にＩＴＶの設置を実施することとしている。

なお、下記以外でＩＴＶを設置する場合には、国土交通省は改めて警察庁に対して説明を行うものとする。

記

- ① 落石、崩落、盛土切土法面や擁壁の崩壊、地滑り又は土石流のおそれがある箇所
- ② 積雪若しくは凍結による交通障害、地吹雪（吹溜り）又は雪崩のおそれがある箇所
- ③ 波浪又は高波による越波又は洗掘のおそれがある箇所
- ④ アンダーボックスや河川沿いの道路等の降雨による冠水や浸食のおそれがある箇所
- ⑤ トンネル、落石覆工等の火災や災害の発生時における避難行動に制約を受ける箇所
- ⑥ 地下横断施設、共同溝の入口、受電設備等の管理用機側施設、道路上のエスカレーター等の管理やセキュリティの観点から重要な箇所
- ⑦ 道路管理者が設定する緊急輸送道路（1次）の区間のうち災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両の通行の確保の観点から重要な箇所

この場合において、原則、以下の順に従ってＩＴＶを設置する。

- ア 都道府県公安委員会が設定した緊急交通路として指定予定の道路と重複する区間
- イ 都道府県公安委員会が設定した緊急交通路として指定予定の道路の回路となるものその他当該道路と密接な関連を有する道路と重複する区間
- ウ ア又はイ以外の区間